

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

爆発の原理原則教える

「安全の部屋」でグループ討議

カネカ鹿島工場

特集Ⅱ

65歳以上の作業員へ特別教育

大東建託

ニュース

事前調査の保存義務化へ

厚労省 石綿ばく露防止で見直し

WEB版はカラーでご覧になれます!!

WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2322

1

2019

15



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21
社会保険労務士 夢野事務所
兵庫会

所長 夢野 智行

第 283 回

荷主の作業所で荷下ろし中、運転者が腰痛に

■ 災害のあらまし ■

運送会社に勤務する A は、荷主の作業所で肉の詰まった段ボール箱の荷下ろしの作業を行っていた。会社のトラックの荷台から台車に移す作業のため、少し体をかがめるような感じで荷下ろししていたところ、急に腰に痛みがあり、作業を中断して整形外科に行った。急性腰痛症と診断され約 3 週間の通院加療を要する見込みとなった。

■ 判断 ■

急性腰痛症は、ぎっくり腰とも言われ、日常的な動作の中で生じることもあるので、工作中に発症しても通常は労災認定されない。しかし、今回は、作業動作や作業姿勢などにより、労働基準監督署は、仕事によるものとされ、業務上となった。

■ 解説 ■

労災認定となる「労働災害」とは「労働者の業務上の負傷、疾病、障害または死亡」であり業務上である判断は、災害が業務に起因し（業務起因性）、災害が業務の遂行中に発生し、労働者が事業主の支配ないし管理下にある状態で発生したものであること（業務遂行性）とされている。

よって、災害と業務との相当な因果関係が必要となる。腰痛は、作業以外の他の要因によっても発生することが考えらる。これを『災害性の原因によらない腰痛』といい一定の認定要件を定めている。転倒して腰を打ったり、何かの拍子で腰を強打したりして災害が起きた場合を『災害性の原因による腰痛』といわれている。災害性の原因による腰痛の場合は、業務との災害との相当な因果関係がわかりやすいが、災害性の原因によらない腰痛の場合は、こうした

わかりやすい状況ではなく、ただ重量物を取り扱う作業や、腰に負担を与える作業などで業務以外の他の要因も考えられるので災害と業務との相当な因果関係が難しい場合がある。厚生労働省では発症した腰痛が業務との相当な因果関係があるかを認定するために認定基準が公表されている。それによると、『災害性の原因による腰痛』と『災害性の原因によらない腰痛』の2種類に区分をして認定要件を定めている。

『災害性の原因による腰痛』とは、次の①、②の要件のどちらも満たす必要がある。
①腰の負傷またはその負傷の原因となった急激な力の作用が、工作中的の突発的な出来事によって生じたと明らかに認められること。
②腰に作用した力が腰痛を発症させ、または腰痛の既往症・基礎疾患を著しく悪化させたと医学的に認められること。

『災害性の原因によらない腰痛』とは、突発的な出来事が原因ではなく、重量物を取り扱う仕事など腰に過度の負担のかかる仕事に従事する労働者に発症した腰痛で、作業の状態や作業期間などからみて、仕事が原因で発症したと認められるものだ。

例えば、「筋肉等の疲労を原因とした腰痛」として、毎日数時間程度、腰にとってきわめて不自然な姿勢を保持して行う柱上作業の配電工などの業務に3カ月以上従事したことによる腰痛。長時間立ち上がることができず、同一の姿勢を持続して行う長距離トラックの運転業務などにより発症した腰痛。約20キログラム以上の重量物または重量の異なる物品を繰り返し中腰の姿勢で取り扱う港湾荷役業務による腰痛などで、「骨の変化を原因として発症した腰痛」として、約30キログラム以上の重量物を労働時間の3分の1程度以上に及んで取り扱う業務、約20キログラム以上の重量物



を労働時間の半分程度以上に及んで取り扱う業務に相当長期間（約10年以上）にわたって継続して従事した場合など労災補償の対象となっている。

労災補償の対象となる治療の範囲は、椎間板ヘルニアなどの既往症または基礎疾患のある労働者が、仕事によりその疾病が再発したり重症化したりした場合は、その前の状態に回復されるための治療に限り労災補償の対象となる。

特に重量物を取扱う企業や運転業務の企業などは、腰痛予防対策が必要である。社内で労働衛生管理体制を整備し労働衛生についての教育を行うことが重要となってくる。整備・教育とは、「作業管理」として作業方法や作業手順、作業体制について考え、「作業環境管理」として照明や床面、作業スペースの状況を見直し、「健康管理」として腰痛検診、腰痛予防体操の実施、「労働衛生教育」として腰痛予防のための教育などを整備することを指す。厚生労働省より「職場における腰痛予防指針」で、腰痛予防の取組みが紹介されている。インターネットで閲覧が可能だ。参考にして活用してみてください。

◇ SR アップ 21 : www.srup21.or.jp